

平成18年5月10日

新川流域総合治水対策協議会事務局

愛知県建設部河川課 計画グループ

宮嶋・稲吉 (内線2729・2730)

ダイヤルイン 052-954-6555

新川流域では、
今年度内に、特定都市河川浸水被害対策法に基づく
流域水害対策計画の策定、保全調整池の指定を
目指します

～第22回新川流域総合治水対策協議会・委員会で合意される～

平成18年5月10日に第22回新川流域総合治水対策協議会
(名古屋市始め10市6町及び国・県)が開催され、平成18年1月1日に新川流
域に適用した特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成1
6年5月15日施行)に基づき、流域水害対策計画の策定は今年度
を目途として、保全調整池の指定は今年度上半期を目途と
して進めることを合意しました。

第 2 2 回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告

平成18年5月10日に開催された新川流域総合治水対策協議会(名古屋市始め10市6町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、県と流域市町がより協力を連携して積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解した。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定及び保全調整池の指定について

新川総合治水の計画である流域整備計画の見直しにあたり、平成18年1月1日に新川に適用した特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づき、流域水害対策計画の策定及び保全調整池の指定を下記により行うことを合意した。

流域水害対策計画の策定は、今年度を目途として進めることとする。

保全調整池の指定は、今年度上半期を目途として進めることとする。

2. 流域対策緊急五ヶ年計画の進捗状況について

平成17年度末までの対策済量は約46万m³で、「緊急五ヶ年計画」に対する進捗率は約82%となった。昨年度までに着手したものを含めると約95%となり、概ね目標に達することを確認した。

(別表参照)

緊急五ヶ年計画を含む総対策量の進捗率は約37%となっている。

3. 事業の実施状況について

五条川の名鉄津島線橋梁の改築、青木川放水路の建設促進、水場川の改修着手など支川改修を本格化させるとともに、引き続き流域対策を推進し、今後ともより一層事業促進を図ることを確認した。

表 新川・流域対策緊急五ヶ年計画・進捗状況

市町名	緊急五ヶ年計画	平成17年度末まで(実施)			平成18年度以降(計画)			
	対策量(当初)	箇所	対策量	進捗率	箇所	対策量	総対策量	進捗率
	(A)	(B)	(C)	(D)=(C)/(A)	(H)	(I)	(J)=(C)+(I)	(K)=(J)/(A)
	(m3)	(件)	(m3)	(%)	(件)	(m3)	(m3)	(%)
名古屋市	113,250	13	114,390	101%	1	9,300	123,690	109%
		14	123,690	109%	0	0	123,690	109%
一宮市	72,942	20	28,822	40%	5	45,777	74,599	102%
		24	32,279	44%	1	42,320	74,599	102%
春日井市	112,440	34	84,233	75%	3	26,090	110,323	98%
		37	110,323	98%	0	0	110,323	98%
犬山市	46,797	3	30,582	65%	0	0	30,582	65%
		3	30,582	65%	0	0	30,582	65%
江南市	16,880	1	13,980	83%	1	1,500	15,480	92%
		1	13,980	83%	1	1,500	15,480	92%
小牧市	111,767	38	95,907	86%	6	29,119	125,026	112%
		44	125,026	112%	0	0	125,026	112%
稲沢市	8,500	3	8,575	101%	0	0	8,575	101%
		3	8,575	101%	0	0	8,575	101%
岩倉市	838	3	839	100%	0	0	839	100%
		3	839	100%	0	0	839	100%
清須市 (西枇杷島町)	20,600	19	10,857	53%	0	0	10,857	53%
		19	10,857	53%	0	0	10,857	53%
豊山町	8,850	10	10,153	115%	1	2,050	12,203	138%
		11	12,203	138%	0	0	12,203	138%
北名古屋市 (師勝町)	11,690	13	13,438	115%	0	0	13,438	115%
		13	13,438	115%	0	0	13,438	115%
北名古屋市 (西春町)	17,836	18	29,078	163%	1	2,850	31,928	179%
		19	31,928	179%	0	0	31,928	179%
春日町	6,303	7	5,365	85%	1	940	6,305	100%
		8	6,305	100%	0	0	6,305	100%
清須市 (清洲町)	5,500	5	3,425	62%	0	0	3,425	62%
		5	3,425	62%	0	0	3,425	62%
清須市 (新川町)	6,365	2	6,200	97%	0	0	6,200	97%
		2	6,200	97%	0	0	6,200	97%
大口町	788	2	3,328	422%	0	0	3,328	422%
		2	3,328	422%	0	0	3,328	422%
扶桑町	650	4	1,007	155%	0	0	1,007	155%
		4	1,007	155%	0	0	1,007	155%
甚目寺町	270	2	352	130%	0	0	352	130%
		2	352	130%	0	0	352	130%
大治町	2,100	2	1,207	57%	2	1,400	2,607	124%
		4	2,607	124%	0	0	2,607	124%
清須市 小計	32,465	26	20,482	63%	0	0	20,482	63%
		26	20,482	63%	0	0	20,482	63%
北名古屋市 小計	29,526	31	42,516	144%	1	2,850	45,366	154%
		32	45,366	154%	0	0	45,366	154%
合計	564,366	199	461,738	82%	21	119,026	580,764	103%
		218	536,944	95%	2	43,820	580,764	103%

注) 上段: 事業完了ベース、下段: 事業着手ベース

【背景】

新川流域(流域面積約249km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「新川流域整備計画」が、昭和57年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約60%と、計画想定値の64%にほぼ達したが、開発に伴う必要対策量約245万m³に対し、平成12年度末で約64万m³(約26%)にとどまっている。

東海豪雨後の激特事業の進捗に合わせ、水災の防止・軽減を図るため、新川流域の各市町自らが、平成17年度までの5年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(約56万m³)を、「流域対策緊急五ヶ年計画」として定めている。(平成13年5月8日策定)

この計画を推進するために、毎年、実施状況について協議会において確認し合うとともに、実施に向けての支援策等を国・県・市町が連携し協議することとしている。

平成17年5月10日の第21回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について

特定都市河川及び特定都市河川流域(以下、「特定都市河川等」という)の指定は、平成18年1月1日とする。

さらに、特定都市河川等の指定と同時に雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500m²に引き下げることに(法律では1,000m²以上)、名古屋市・一宮市・春日井市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が、引き続き実施に向け調整を図るものとする。

第21回の協議会・委員会以降の特定都市河川浸水被害対策法に係る経緯

特定都市河川等の指定

平成17年 5月16日 国土交通大臣 同意

平成17年 5月31日 指定告示(愛知県)

平成18年 1月 1日 法適用

許可を要する雨水浸透阻害行為の対象面積拡大に係る条例制定

平成17年 9月30日 春日井市

平成17年10月 3日 一宮市

平成17年10月21日 愛知県

平成17年10月27日 名古屋市

保全調整池の指定(特定都市河川浸水被害対策法第23条)

雨水を一時的に貯める調整池を防災調整池といい、これまでに流域内で設置された100m³以上の防災調整池を「保全調整池」として指定し、埋立等の行為について届出制とすることにより、保全を図ります。

指定は、愛知県知事等(政令市、中核市、特例市はそれぞれの市長)が行い、指定時に公示、所有者への通知を行います。